

株主各位

2025年2月7日
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

株式会社レーサム

代表取締役社長 小町 剛

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は本日臨時株主総会を開催し、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年3月6日を効力発生日として、当社の普通株式4,591,075株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴う単元株式数の定め廃止等、定款の一部を変更することといたしました。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

本件は、原案どおり承認可決され、事業年度の変更等、定款の一部を変更することといたしました。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に小町剛、飯塚達也、磯貝清、染谷太郎、堀江和久、井上大輔、小澤信幸の7氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人に三優監査法人が再選され、就任いたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年3月6日をもって、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）4,591,075株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。次頁の「株式併合に伴う端数株式処分代金のお支払いについて」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てヒューリック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月5日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である5,913円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の処分代金は、2025年5月末から6月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年3月3日（予定）	当社株式の売買最終日
2025年3月4日（予定）	当社株式の上場廃止日
2025年3月6日（予定）	本株式併合の効力発生日
2025年5月末から6月上旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上

株式併合に伴う端数株式処分代金のお支払いについて

お支払い方法につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、お支払いする代金は、非上場株式に係る譲渡所得等の収入金額となります。個人の株主様におかれましては、2025年の譲渡所得として2026年2月から3月にご自身で確定申告を行う必要のある場合がございます。

ただし、税金に関しましては様々なケースが想定されますので、お問い合わせ等につきましては、最寄りの税務署または税理士等の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 端数株式処分代金のお支払いについて

端数株式処分代金の受取方法は、株主様の配当金の受取方法のご登録状況に合わせて、下表をご参照ください。

なお、同封されます『交付金銭計算書』は、確定申告を行う際の添付資料として必要となる場合がありますので、必ずお手元に保管くださいますようお願い申し上げます。原則、再発行不可のため、紛失しない様ご注意ください。

	□ 座	振 込	□ 座 振 込 以 外
配当金の受取方法	<右記以外> 指定の金融機関口座に振込	<株式数比例配分方式> 証券会社の指定口座に振込	<ゆうちょ領収証> ゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）にて受取
端数株式処分代金の受取方法	同上	<交付金銭領収証> ゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）にて受取 <払出証書> ゆうちょ銀行作成の払出証書にてゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）にて受取（※）	

（※）お支払金額が5万円以上となる法人の株主様におかれましては、「払出証書」を郵送いたします。

なお「払出証書」につきましては、お手元に届くまでに多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいよう、お願いいたします。お支払い金額が5万円以上となる法人の株主様におかれましては、「払出証書」を郵送いたしますので、ゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）のお取扱窓口にて、払渡し期間内にお受け取りください。

2. その他

- (1) 住所変更等のお手続きがお済みでない株主様は、速やかに口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問合せください。
- (2) その他ご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】（株主名簿管理人 特別口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

利用時間 土・日・祝祭日を除く9：00～17：00

以 上